住所　大阪府東大阪市大蓮南４丁目19番２号
林實　昭和18年１月18日生
金景子　昭和22年２月８日生
住所　大阪市平野区長吉出戸２丁目25番23―603号
金清子　昭和17年８月29日生
住所　東京都渋谷区恵比寿１丁目７番２号
李光春　昭和45年８月21日生
住所　大阪市西区九条南４丁目14番13号
姜程秀　昭和38年８月15日生
住所　大阪府泉大津市菅原町２番16号
姜順子　昭和20年７月６日生
姜一志　昭和42年９月９日生
姜靖子　昭和46年２月２日生
住所　大阪府東大阪市御厨３丁目８番30号
金敬子　昭和49年６月29日生
住所　大阪府藤井寺市岡１丁目９番17号
尹孝子　昭和53年６月３日生

○外務省告示第三百五十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により、平成二十一年六月二十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十一年七月三日

外務大臣　中曽根弘文

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成21年６月23日	2006年６月23日	TH080051５
同日	2007年６月１日	TH352471６

○文部科学省告示第九十八号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成二十一年度において社会教育主事の講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数並びに受講者の選定の方法等を次のように告示する。

平成二十一年七月三日

文部科学大臣　塩谷　立

一　講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
国立大学法人北海道教育大学	七月二十三日～八月十三日	五十名	国立大学法人北海道教育大学学務部教務課 電話〇一一（七七八）〇二六五
国立大学法人東北大学	七月六日～八月七日	百二十名	国立大学法人東北大学教育学部 電話〇二二（七九五）六一〇五
国立大学法人秋田大学	七月十四日～八月六日	五十名	国立大学法人秋田大学教育文化学部 電話〇一八（八八九）二五〇三
国立大学法人茨城大学	七月十三日～八月十一日	百名	国立大学法人茨城大学学術企画部研究協力・地域連携課 電話〇二九（二二八）八四一三
国立大学法人信州大学	七月二十四日～八月十九日	六十名	国立大学法人信州大学教育学部 電話〇二六（二三八）四〇〇三
国立大学法人金沢大学	七月二十一日～八月二十一日	五十名	国立大学法人金沢大学地域連携推進センター 電話〇七六（二六四）五二七二
国立大学法人三重大学	七月二十七日～八月二十一日	五十名	国立大学法人三重大学教育学部 電話〇五九（二三一）九二四五
国立大学法人滋賀大学	七月二十一日～八月二十四日	五十名	国立大学法人滋賀大学教育学部 電話〇七七（五三七）七七〇三
国立大学法人和歌山大学	七月二十二日～八月二十六日	五十名	国立大学法人和歌山大学研究・社会連携推進課 電話〇七三（四二七）四六二三
国立大学法人広島大学	八月三日～八月二十八日	五十名	国立大学法人広島大学大学院教育学研究科 電話〇八二（四二四）六七〇七
国立大学法人高知大学	七月二十七日～八月二十一日	四十名	国立大学法人高知大学学務部学務課 電話〇八八（八四四）八一四三
国立大学法人九州大学	七月二十日～八月十二日	八十名	国立大学法人九州大学学務部学務企画課 電話〇九二（六四二）二二四五
国立大学法人熊本大学	七月二十日～八月二十一日	四十五名	国立大学法人熊本大学研究・国際部社会連携課 電話〇九六（二四二）三二四四
国立教育政策研究所	七月二十二日～八月二十六日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課 電話〇三（三八二三）〇二四一
	一月十八日～二月二十四日	百二十名	

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

○農林水産省告示第八百八十四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定め、この告示の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、平成十七年六月二十九日農林水産省告示第千百四十四号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・五〇八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・五〇八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点以下第四位を切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。